

委員会提出第 3 号議案

建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成25年12月17日

提出者 厚生委員会委員長 遠田 宗雄

建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベストを大量に使用したことによる被害は、多くの労働者・国民に広がっている。現在でも建物の改修や解体に伴いアスベストの飛散が起こっており、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害で、東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても被害の拡大が心配されている。

欧米諸国では製造業の従事者に多くの被害が出ているのに比べ、日本では建設従事者に最も多くの被害が出ていることが特徴である。それは建設現場で使用されていた建設資材などの多くにアスベストが含まれ、国が建築基準法等で不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因がある。

特に建設業は重層下請構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されているような企業独自の上乘せ補償もない。また、国は石綿による健康被害の救済に関する法律を成立させたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められている。

よって、府中市議会は、政府に対し、アスベスト被害者と遺族の生活水準の早期救済と、アスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとることによるアスベスト問題の早期解決を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月17日

議 長 名

(あて先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、環境大臣